

# 受診時コロナ疑い患者対応点数チャート(外来)

2022年11月1日現在

外来

公費①・公費②該当項目以外は通常の保険で請求

初再診料

初診料 288点 再診料 73点

院内トリアージ実施料 300点

二類感染症患者入院診療加算 (外来)  
★2023年2月28日まで 250点

新型コロナ疑い患者のみ算定可

診療・検査対応時間内のみ算定可

診療・検査医療機関かつ自治体HPに公表した医療機関のみ算定可

↓2022年11月より追加された要件↓ (注1)  
以下の①～③のいずれかを満たす医療機関

- ①新たに診療・検査医療機関に指定・公表された場合
- ②既存の診療・検査対応を拡充した場合  
(「対応時間」又は「対象者」を拡充)
- ③その他の既存の診療検査医療機関であって、1週間に計8枠以上対応している場合

注1 外来【2022年11月より追加された要件】

①～③のいずれかに該当すること

①2022年10月13日以降に、新たに、診療・検査医療機関として指定・公表されている医療機関

②(1)または(2)に該当すること

(1)【対応時間】2022年10月31日以前から診療・検査医療機関として指定・公表され、同年11月1日以降、診療・検査対応時間が同年10月13日時点の公表時間と比べ、「1週間あたり30分以上」拡充している場合

(2)【対象者】2022年10月31日以前から診療・検査医療機関として指定・公表され、同年11月1日以降に、新たに、診療対象患者について過去に通院歴の無い患者にも拡充している場合

③2022年10月31日以前から診療・検査医療機関として指定・公表され、同年11月1日以降、診療・検査対応時間を「1週間に8枠以上」確保している場合

なお、「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上に該当することをいう。

※午前または午後の時間帯に『診療・検査対応時間』が設けられていれば、時間の長さは何時間でも良い旨、保団連から厚労省に確認済

③の該当例	月	火	水	木	金	土	日
	午前	午前	午前	休	午前	午前	休
	午後	午後	午後	休	午後	休	休

☐ が診療・検査対応時間1枠とし、1週間で8枠以上が要件

公費① ※行政との委託契約が必要 検査せずみなし陽性と判断した際は算定不可

検査

①コロナ核酸検出 (委託・委託外)	700点
②コロナ&RSウイルス核酸同時検出 (同上)	
③コロナ&インフル核酸同時検出 (同上)	
④コロナ&インフル&RSウイルス核酸同時検出 (同上)	
⑤コロナ抗原検出 (定性)	300点
⑥コロナ&RSウイルス抗原同時検出 (定性)	420点
⑦コロナ&インフル抗原同時検出 (同上)	
⑧コロナ&インフル&RSウイルス抗原同時検出 (同上)	
⑨コロナ抗原検出 (定量)	560点

①～④  
微生物学的  
検査判断料  
150点

⑤～⑨  
免疫学的  
検査  
判断料  
144点

鼻腔・咽頭  
拭い液採取  
25点

公費負担者番号

大阪府(下記以外): 28270502

大阪市: 28271500

堺市: 28272508

東大阪: 28273506

高槻市: 28274504

豊中市: 28275501

枚方市: 28276509

八尾市: 28277507

寝屋川市: 28278505

吹田市: 28279503

公費受給者番号 9999996

診療時に陽性(みなし含む)が確定

診療時に陰性  
or

後日検査結果が出る

公費② ※届出不要

公費負担者番号: 28270601

公費受給者番号: 9999996

救急医療管理加算1

外来 950点 外来で中和抗体を投与 2850点

【下記加算もあわせて算定可】

乳幼児加算 (6歳未満のみ) 400点

小児加算 (6歳以上15歳未満のみ) 200点

投薬する場合

- ・処方箋料など
- ・処方料&薬剤料など

投薬する場合

- ・処方箋料など
- ・処方料&薬剤料など